

第 2 3 回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会 会議録

日 時 平成 1 9 年 5 月 1 4 日 (月) 午後 5 時 0 0 分 ~ 午後 6 時 4 0 分

場 所 生駒市役所 4 0 1 ・ 4 0 2 会議室

出席者 (敬称略)

委 員 下村敏博、風間規男、奥森茂、南条晴世、眞杉紀久代

実施機関・事務局 文書課長 奥山良海、情報公開室長 堀本慎一、同室主

査 真銅美雪

前回と同じく、情報公開条例の改正に伴う諮問に係る審議のため、実施機関は事務局である文書課情報公開室であった。

- 配付資料
- 1 レジюме
 - 2 生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会委員名簿
 - 3 検討項目 2 (1 請求権者 2 請求及び決定 (1) 請求書の補正 (2) 決定期限の特例 3 不開示事項等 (1) 原則開示の明示 (2) 不開示情報の整理)
 - 4 議会インターネット中継について (報告)
 - 5 平成 1 8 年度生駒市の情報公開・個人情報保護制度運用状況報告書
 - 6 第 2 2 回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

[審議に先立ち、3 月末をもって退任された中尾芳己委員に替わり、新たに生駒市自治連合会から推薦された奥森茂委員の紹介があった。]

- 議 題
- 1 諮問情第 1 号 生駒市情報公開条例の改正について
 - (1) 対象公文書の範囲の拡大について

(2) 請求権者を「何人も」に拡大することについて

(3) 請求及び決定について

ア 請求書の補正について

イ 決定期限の特例

(4) 不開示事項等について

ア 原則開示の明記

イ 不開示事項の整理

ウ 文書不存在の取扱い

2 その他

(1) 議会インターネット中継について（報告）

(2) 平成18年度生駒市の情報公開制度・個人情報保護制度運用
状況報告書について（報告）

(3) その他

審議内容

1 諮問情第1号 生駒市情報公開条例の改正について

(1) 対象公文書の範囲の拡大について

〔結論〕

対象公文書については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）」と同様に、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とする。

電磁的記録の取扱いについては継続審議とし、次回までに他市の状況を調べた上、その資料を参考にして判断する。

〔所管課説明〕

生駒市情報公開条例（以下「条例」という。）では、「公文書」の定義を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、マイクロフィルム及び電子計算機処理に使用される磁気ディスク

その他これに類する物であって、決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了し、実施機関が管理しているもの（以下「決裁供覧文書」という。）とし、決裁、供覧等が終了していることを公文書の要件としている。

法では、「行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの（以下「組織共用文書」という。）」と規定し、決裁、供覧等の終了を要件としておらず、現行の条例で規定する公文書より範囲が広がっている。

公文書の範囲が組織共用文書となっても、職員の個人的な検討段階にとどまる資料等は、個人メモとして現在と同様に公文書には当たらない。

電磁的記録について、条例では、「電子計算機処理に使用される磁気ディスクその他これに類する物」と規定し、その開示方法については「磁気ディスク等から現に使用しているプログラムにより印字装置を用いて出力した物の閲覧又は写しの交付」としているが、法では電磁的記録を「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録」と規定し、開示方法については「その種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う」と規定している。他の公共団体では、「規則で定める方法により行う」と規定しているところが多い。

〔質疑〕

Q 組織共用文書の規定を「（当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして）当該実施機関が保有しているもの」としている市と、「当該実施機関が管理しているもの」としている市があるが、「保有」と「管理」で何か違いはあるのか。

A 法が「保有」という表現になっているので、「保有」と規定している自治体の方が多い。「保有している」とは、文書等の保管、廃棄等の取

扱いの権限を有していることになる。

神奈川県では「管理」と規定しているが、神奈川県の情報公開条例の手引書を見ると「管理しているもの」とは「行政文書管理規則等の定めるところにより公的に支配され」と解釈されており、神奈川県の行政文書管理規則第1条では、「知事が保有する文書」と規定されているため、趣旨は「保有」と同じであると思われる。

Q 公文書の定義を法と同様にした場合、運用上何か困難な点はないのか。

A 組織共用文書になることについては、現在でも決裁中の文書の請求があった場合には、決裁中である旨を説明し、決裁終了後に連絡し、請求してもらったり、条例の「決裁、供覧その他これらに準ずる手続」の「準ずる手続」という部分を柔軟に運用し、組織共用文書に近い取り扱いをしたりしているので、運用面ではあまり変わらないと考えている。電磁的記録については、現行の条例ではビデオテープ、録音テープは公文書には含まれないという解釈をしているが、法と同様の規定にすると公文書に含まれることになるため、テープに個人識別情報等の不開示事項が含まれていた場合、どのように不開示事項を処理して開示するのかという技術的な問題を検討する必要がある。

Q 録音テープの中に不開示事項が含まれている場合、具体的にどのような処理をするのか。

A 他市でどのようにしているのかはまだ確認していないが、おそらく部分的に音を消すという処理は行わず、不開示部分がない場合（処理が不要な場合）のみ開示するという運用をしているのではないかと思う。

Q 電磁的記録の開示の方法について「種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法で行う」とは、どういう意味か。規則で技術的なことを定めるのは可能なのか。

A 条例の施行規則で、電磁的記録の開示について、例えば閲覧の場合は

再生したものの閲覧や紙に出力したものの閲覧等、写しの交付の場合は紙に出力したものをコピーする、FDにデータを複写する等を規定する。また、複写する媒体ごとに写しの交付代の額を規定することになると思われる。

情報化の進展により新たな記録媒体等が出てきたときは、その都度、規則を改正して対応する。

〔審議〕

次のような意見があった。

決裁供覧が済んでいるかどうかは判断しやすいが、組織共用文書の要件である組織的に用いているかどうかは、判断が分かれる場合があるので、その点についての対応が可能であれば、組織共用文書としても良いのではないか。

組織共用文書にするということは、開示請求できる公文書の範囲が広がるということなので、情報公開の推進と言う点で意義があるのではないか。

今後、インターネット等を利用した電子申請が増加することが予想されるため、それに対応するためにも電磁的記録の範囲の拡大は必要ではないか。

電磁的記録の閲覧や写しの交付の方法について、他市でどのようにしているか具体的に把握してから検討した方がよいのではないか。

(2) 請求権者の範囲

〔結論〕

請求権者の範囲を「何人も」に拡大することが望ましい。

〔所管課説明〕

現行の条例では、公文書の開示を請求できる者（以下「請求権者」という。）の範囲を、市内に住所を有する者、市内に事務所又は事業所を

有する個人及び法人その他の団体、市内に存ずる事務所又は事業所に勤務する者、市内に存ずる学校に在学する者、全各号に掲げる者のほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者（以下「広義の市民」という。）としているが、請求権者以外の方でも任意的開示の申出が可能である。

法では、請求権者を「何人も」としており、国民に限らず外国人であっても、開示請求が可能である。

他の公共団体においては、「何人も」と規定している団体が約6割、何らかの制限を加えている団体が約4割となっている。

奈良市の答申では、「行政活動の広範化や情報化の進展等により、市政への関わり方も多様化している。したがって、請求権者を特定せず、何人も開示請求できるようにすることが適当である」としている。

川西市の答申においても、「近隣市町村の行政は相互に影響しあうものであり、たとえば他市の市民からの公開請求も容認し、開かれた市政を実現するならば、ひいては市民の市政への信頼と理解を深めることになる」として「何人も」に範囲を拡大することを肯定している。

東京都の中間答申の中の「何人も」には消極的な意見では、費用の負担の面から「何人も」に拡大するのはどうかといったものや、拡大した場合、単に請求権だけではなく、不服申立ての権利まで含んでいることから、そこまで広げることに疑問を持っている。

請求権者以外の方からの任意的開示の申出（以下「申出」という。）と開示請求（以下「請求」という。）との違いは、請求は条例上の開示請求権の行使として行われるものであり、それに対する開示、不開示等の決定（以下「決定」という。）は行政処分になるため、不服申立てや行政事件訴訟の対象となるが、申出に対する回答（以下「回答」という。）は、行政処分とはならないため、不服申立てや行政事件訴訟の対象とならな

い。

また、決定までの期限は、請求の場合は提出があった日から起算して15日以内に行うことを義務付けられているが、回答の場合は、職員の事務に支障のない範囲で行うという努力義務になっている。

開示・不開示等の判断基準は、請求も申出も同じである。

現行どおり請求権者を広義の市民とするのか、法のように「何人も」に拡大するのか御審議いただきたい。

〔質疑〕

質疑は特になかった。

〔審議〕

次のような意見があった。

市民以外の人であっても、請求したいと思えば市内の知人に依頼することは可能なので、請求権者が「広義の市民」であっても、「何人も」であっても、実質的にはあまり変わらないのではないかと。

NPOやNGOなど、市域を越えて広域的に活動している団体や個人もおられる。そのような団体等に情報公開制度を利用してもらうことにより、生駒市政にプラスになることもあるのでは。

「何人も」にすることにあまり抵抗感はない。近隣市町村の情報を知りたい時もある。また、「何人も」にしたからといって、全国から請求が多数提出されるとも思えない。

「何人も」と規定することが、「開かれた生駒市」の象徴となるのではないかと。

現在でも、申出について、請求に準じた取扱いをしているのであれば、不服申立てなどの場合を除き、市民の費用負担という面では、「何人も」に拡大してもあまり変わらないのではないかと。

(3) 請求及び決定について

ア 請求書の補正について

〔結論〕

請求書の補正については、条例に明記することが望ましい。

〔所管課説明〕

開示請求書の補正について、現行の条例では要綱で規定しているが、法においては、「開示請求書に不備があると認めるときは、開示請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない」と明記されている。

他の公共団体においても、ほとんどの団体で法と同様に規定されている。

〔質疑〕

Q 請求書の補正を求めることはよくあるのか。

A 過去に何度かある。誤字等の軽易な誤りについては、電話等で確認し、開示の際に本人に訂正してもらうことが多いが、遠隔地からの郵送での申出の場合は、受付する前に電話等で確認し、補正の必要があれば了解を得て、書面を返送して補正してもらうことが多い。

〔意見〕

情報公開制度において、請求者の求める公文書を特定することは重要であり、あいまいなまま受付をして、開示後、請求者の求める公文書ではなかったというような事態を避けるためにも、補正についての明文の規定と、実施機関は補正の参考となる情報を提供することの努力義務などを条例に規定したほうが良いのではないか。

イ 決定期限の特例

〔結論〕

決定期限の特例について、法と同様に明文の規定を設けることが望ましい。ただし、決定の期限については、従来どおりの45日とする。

〔 所管課説明 〕

現行の条例では、請求書が提出された日から起算して15日以内に決定をする必要があるが、やむを得ない理由があれば、例外的に30日を限度として期間を延長することが可能で、最長の決定期限は45日以内である。

法では、通常の設定機限を30日以内としており、困難な場合は30日以内の延長が可能であるため、最長60日以内に決定することになっているが、60日以内に決定することにより、事務の執行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、特例として対象公文書の内の一部分について決定をし、残りの部分については、相当の期間内に処理すれば良い旨を規定している。

本市においては、市外の業者からの定期的な申出があり、対象公文書の量が多いため、1～2箇月かけて処理しているが、請求権者が「何人も」になれば、申出ではなく、請求として45日以内の決定が義務付けられるため、事務の執行に支障が生ずるおそれもでてくる。

他公共団体の状況を見ると、条例改正を行った団体の半数以上は、法に合わせてこの規定を入れている。

〔 質疑 〕

Q 決定期限についても、現在の45日から法と同様に60日に延長するのか。

A 45日を法に合わせて60日に延長する必要性は、今のところ感じていない。45日の期限内で可能な部分を決定し、残りの部分については、順次処理していくことで対応できる。

〔 審議 〕

次のような意見があった。

大量請求が提出された場合の措置として、決定期限の特例を設ける

べきではないか。

(4) 不開示事項等について

ア 原則開示の明記

〔結論〕

開示義務を条文上、明記することが望ましい。

〔所管課説明〕

現行の条例では、開示義務を条文に明記しておらず、不開示事項の中の「開示をしないことができる公文書」という規定で、原則開示を表している。法においては、「開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」として、開示義務を明記している。

〔質疑〕

質疑は特になかった。

〔審議〕

次のような意見があった。

開示義務を条例に明記することで、より鮮明にするという効果があるのではないか。

次の審議項目である「イ不開示事項の整理」については、説明及び審議が長引くことが予想されるため、次回の審議会で審議することになった。

2 その他

(1) 議会インターネット中継について（報告）

（本来であれば、議会事務局が報告することになるが、臨時議会が開会中であるため、代わって情報公開室が報告した。）

議会インターネット中継の目的は、市議会の本会議の様態をインター

ネットを利用して配信することにより、積極的な情報公開を行うというもので、来月の6月定例会から実施する予定である。

現在、本会議場には会議室での間接傍聴や1階ロビーでの放映のためのカメラ設備があり、このカメラの映像をインターネット用に変換して、生中継及び録画中継で配信する。

システムの概要は、既設カメラによる映像をスイッチャーにより、既存の放映用とインターネット中継用に分割し、変換用パソコンを用いてアナログ映像信号をインターネット用に変換する。

使用するパソコンは、市のネットワークには接続されておらず、独立したシステムであるため、住民データに影響を与えることはない。

生駒市個人情報保護条例第10条では電子計算機の結合を制限しており、「実施機関は、個人情報処理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合してはならない。」との規定があり、その例外として「実施機関が審議会の意見を聴いて公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害しないと認めるときはこの限りでない」としている。

議会の本会議の映像には、市議会議員の姿や発言内容等の個人情報が含まれ、また、インターネットで配信するためにはオンライン結合をする必要があるが、本来、議会の会議は地方自治法第115条により原則公開とされていること、議員全員の同意により本事業の実施を決定していることから、個人情報保護条例で保護すべき個人情報に当たらないのではないかということと、市のネットワークとは接続しない専用パソコンを使用し、住民基本台帳等のデータに影響を与えることがなく、仮に外部からの不正な侵入により専用パソコンのデータが漏えいしたとしても、本来公開されている情報であることから、個人の権利利益を侵害するおそれがないため、審議会への諮問を行わず、報告にとどめるものと

する。

- (2) 平成18年度生駒市の情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告書
について

平成18年度の両制度の運用状況をまとめたので、ご覧いただきたい。

- (3) その他

日程の確認について

次回の審議会は、6月18日(月)午後6時から、次々回を7月17
日(火)午後6時からとする。

会議録について

会議録については、事務局で調製し「案」が出来次第、各委員に送付
するので確認していただきたい。